

介護予防認知症対応型通所介護運営規程

社会福祉法人恵仁福祉協会

(目的)

第1条 社会福祉法人恵仁福祉協会（以下、「法人」という。）が設置する「萩の家」（以下、「本所」という。）において実施する介護予防認知症対応型通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(運営方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防認知症対応型通所介護計画（以下、「介護計画」という。）作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
 - 3 利用者又はその家族に対しサービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
 - 4 適切な介護技術を持って、サービスを提供します。
 - 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。
 - 6 居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防認知症対応型通所介護を提供します。
 - 7 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス提供者、介護保険施設との連携に努めます。
 - 8 上記の他「指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号、平成11年3月31日付）を遵守します。

(事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 名 称 萩の家
- (2) 所在地 長野県上田市真田町傍陽 6185 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本所に勤務する職員の職種、員数及び、職務内容は次のとおりとします。

但し、業務の状況に応じて増員します。

(1) 管理者 1名(兼務)

ア 管理者は本所の職員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

イ 管理者は本所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

(2) 生活相談員 1名以上(兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たします。

(3) 看護職員 1名以上(兼務)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。

(4) 介護職員 1名以上(兼務)

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し利用者に対し、適切な介助を行います。

(5) 機能訓練指導員 1名以上(兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行います。

(営業日及び営業時間・サービス提供時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとします。

(1) 営業日 月曜日～日曜日(祝日、年末年始も含む)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

(3) 介護保険の延長サービスを午前7時30分から午前8時30分と午後5時30分から午後7時30分までとします。

(4) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとします。

(利用定員)

第6条 本所が1日に介護予防認知症対応型通所介護のサービスを提供する定員は次のとおりとします。

(1) 萩の家 12人

(2) 本所は前項に定める利用定員を超えて利用できません。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとします。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。

- ア 排泄の介助
- イ 移動の介助
- ウ その他必要な身体の介助
- エ 養護（休養）

(2) 健康状態の観察

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るために各種サービス（アクティビティサービス）を提供します。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション（アクティビティサービス）
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操
- カ 趣味活動

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行います。又、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供します。

- ア 入浴形態
 - ① 一般浴槽による入浴
- イ 介助の種類（必要に応じて行います。）
 - ① 衣類着脱
 - ② 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ② その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

エ 調理

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ 住宅改修に関する情報提供
- エ その他必要な相談、助言

(介護予防認知症対応型通所介護計画の作成)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてる状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護計画を作成します。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用や又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。
- 3 利用者に対し介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

(利用料等)

第9条 本所は法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。利用者から利用料の一部として当該事業に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

- 2 本所は、法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と事業に係る居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差が生じないようにします。

- 3 本所が提供する事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とします。

但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受けます。

- (1) 食費 朝食 300 円 昼食 500 円 嗜好品費 100 円 夕食 500 円
- (2) オムツ代 実費
- (3) 前各号に掲げるものの他、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
4. 前項の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得ます。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けます。

- 5 利用者の支払いは、現金又は銀行口座振込みにより指定期日までに受けます。
- 6 本所は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、第一項に規定する利用料を変更することができます。
- また、利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業実施区域は次のとおりとします。

上田市全域

(サービス提供記録の記載)

第 11 条 事業を提供した際には、その提供日及び内容、事業について利用者に代わり支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な所定の書面に記載します。

(苦情処理)

第 12 条 事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じるものとします。なお、苦情の内容によっては、市町村又は、長野県国民健康保険団体連合会の紹介を行います。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 本所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 本所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(衛生管理)

第 15 条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意するものとします。

2 本所において感染症が発生し又は蔓延しないように次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 事業の提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第 17 条 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

2 本所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生防止のための委員会（リスクマネジメント委員会）及び職員研修会を定期的に行う前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置をします。

(非常災害対策)

第 18 条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

3 本所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られる

よう連携を行うものとします

(居宅介護支援事業者に利益供与等の禁止)

第 19 条 本所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して、当該事業所を紹介することの対象として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(その他運営上の留意事項)

第 20 条 本所は、全ての職員（介護に携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

2 本所は、全ての職員に対し健康診断等を定期的実施します

3 本所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

4 本所は感染症や非常災害時の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

5 職員は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は、家族等の秘密を漏らしません。また、その措置を講じます。

6 職員であった者に業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

7 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとします。

8 本所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行います。また、介護予防認知症対応型通所介護計画書、日誌、介護記録、その他の事業の提供に関する記録整備を完結の日から2年間（事故及び苦情については5年間）保管します。

9 本所は、施設の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を閲覧可能な形のファイル等で備えおくこととします。

10 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する事項は本法人が別に定めるものとします。

附則

この規程は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 25 年 4 月 1 日一部改正)

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 7 月 1 日一部改正)

この規程は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 4 月 1 日一部訂正)

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 12 月 1 日一部訂正)

この規程は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。